

法第 21 条（大規模建築物の主要構造部）

法第 21 条第 1 項ただし書きの用途

法第 21 条第 1 項ただし書により令第 129 条の 2 の 3 第 2 項に規定する用途は建築物全体の用途とし、建築物の一部が倉庫又は自動車車庫の用途に供され、かつ、安全上及び防火上支障のないものは、令第 129 条の 2 の 3 第 2 項に規定する用途に該当しない。